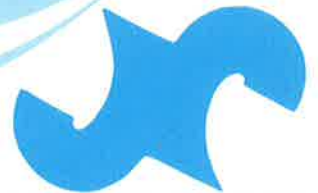


# ともしえ No.8



企業を育て地域を伸ばす商工会議所

■函館商工会議所報■  
**1981 4月号**

地元商工業繁栄のため

# 経営者・従業員の充実 した福利厚生制度は…



## 1) 従業員の皆様へ…

●退職金の準備として

函館商工  
会 議 所 **特定退職金共済**

## 2) 従業員の皆様へ…

●弔慰金の準備として

函館商工  
会 議 所 **生命共済** (災害保障特約付  
団体定期保険)

## 3) 経営者・事業主の皆様へ…

**1億円ロイヤル  
第一の悠悠保険**  
経営者大型保険VIP大型保障制度

●お申込み・お問い合わせはお気軽にどうぞ。

**第一生命** 函館支社

函館市本町6番7号 TEL0138(55)1131

十年前昭和四十六年の正月、日本経済新聞が「都市の資格」を採点するとの記事で、日本の二十万人以上の都市八十六市の調査結果を発表しました。

公園、道路、下水道、ごみ処理の社会環境の問題と、学校、住宅、電話、消防の都市施設の八項目をおのおの標準値に適合したものを一〇〇点とし八〇〇点を満点として調査したものです。例えば公園は一人当り六平方メートルが標準で函館は一〇〇点、道路は舗装率二四％で二四点と採点してはいますが、函館は五六七点で三位でした。一位福井市の五八七点、二位は大阪市で五七一点、旭川市は四五一点で四位、札幌市は三八九点で七八位でした。

公園は何といっても奈良市の一人当り二四平方メートルがトップですが、函館市は一八平方メートルで二位でした。函館山緑地がこの数字をささえており、山を除くと四・二平方メートルになります。

函館の良さは交通の要衝であり、気候温暖、風光明媚、歴史と文化観光資源の豊かな街であり、新鮮な食料、物価が安く買物に便利なまちです。福祉医療施設も充実しており公害もほとんどありません。町会の活動は日本一と言われる人情豊かな情緒ある街として栄えて参りました。

道新のアンケートで道内都市の内、将来住んでみたい都市の一位が函館市の三八％、以下札幌市の三四％、小樽市一一％、帯広市六％、旭川市の五％の順になっています。

住んでいる人の欲求は限りないと思いますが、他都市のよい所だけを見て不平を言うのは控える必要があります。

景気をよくしなければなりません。地場産業を振興し新たな二次産業を誘致して、函館をより活力あふれる街にすることが目下の急務です。みんなの英知、財力、奉仕の心を發揮しようではありませんか。

目次 ● ともえ 1981 4月号 No.8 ●

|                                 |        |
|---------------------------------|--------|
| 巻頭言                             | 1      |
| 会議所だより                          | 2~5    |
| ○本所第3回通常議員総会                    |        |
| ○経営改善普及事業20周年記念表彰               |        |
| ○日本商工会議所第53回通常会員総会              |        |
| ○函館駅二商業協同組合共同店舗新築安全祈願祭          |        |
| ○日本商工会議所第100回珠算能力検定試験(1級)満点合格表彰 |        |
| 新入社員を戦力にずるまで                    | 青木武一 6 |
| ご存じですか                          | 7~9    |
| ○制度紹介 労働保険事務組合制度                |        |
| ○みんなの相談室                        |        |
| 調査レポート                          | 10~13  |
| ○金融経済概況(2月)                     |        |
| ○統計資料 大型店売上高(10、11、12月)         |        |
| 大型店影響調査(歩行者通行量調査)               |        |
| アドバイスコーナー                       | 14~15  |
| ご紹介                             | 16~18  |
| ○新入会員ご紹介                        |        |
| ○振興委員プロフィール                     |        |
| ○北海道書店組合函館支部                    |        |
| 業務日誌(3月)                        | 19     |
| 告知板                             | 20     |

# 会 議 所

## だより



第3回通常議員総会で挨拶する社会頭

### 56年度事業計画、予算成立 第三回通常議員総会

#### 会頭挨拶 地方経済自立に積極的に取り組む

第三回函館商工会議所通常議員総会が、去る三月二十七日午後二時から開催されました。

議事に先立ち社会頭は挨拶の中で所懐の一端として、

「依然として景気は低迷を続けているが、先に私共が要望していた景

気対策に比べ、政府は公定歩合の引下げ、公共事業の前倒しの執行などを実行することになったが、その効果が速やかに末端の中小企業に及ぶことを期待する。

地方の時代といわれる今日、地域経済においても経済自立の道を講ずることが今程急がれているときはない。

会議所に寄せられる期待の大きさに比べ、会議所の持つ機能を十分に発揮し、変革を続ける地域経済への対応に積極的に取り組んでまいりたい。」と述べました。

次いで議事に入り、定款の一部改正を承認したあと、昭和五十六年度事業として当面の不況打開に鋭意努めるとともに、来るべき青函トンネル開通に伴う新時代に対応する活力とゆとりのある地域の発展を目指し重点項目として、

- 一、景気浮揚対策の推進
- 二、小規模事業対策の充実強化
- 三、新時代に即応した商工観光振興対策の促進

四、経済社会情勢の変化に対応する開発計画の推進

五、本商工会議所運営の強化

六、第三十一回全道商工会議所大会の実施

の六つの計画大綱を定め、それに基づく事業計画を万場一致承認しました。

昭和五十六年度収支予算についても議員会費、特別会費の増額が諮られ原案通り可決したあと、事務局から予算案の各項目にわたって詳細に説明を行い、二億二千四百五十三万一千円（対前年度比、五・四％増）の予算額を万場一致承認しました。

続いて事務局就業規則ほか諸規程の改正、テクノポリス建設地指定方の運動経過等、八項目にわたる報告があつて午後四時すぎ総会を終えました。

当日はまた、日本商工会議所表彰規則に基づく議員、職員の永年勤続表彰と経営改善普及事業功労表彰（別記）の伝達が行われました。

# 経営改善普及事業に功勞

## 20周年記念に通産大臣表彰を受彰

国の小規模企業対策は、金融、税制、福祉対策等、多面多岐にわたっていますが、昭和三十五年に「商工会の組織等に関する法律」の制定とともに、全国の商工会議所又は商工会に経営指導員を設置し、小規模事業者の振興と安定を図ることを目的に経営改善普及事業が発足しました。

爾來、商工業に関する相談、指導を中心に着実にその成果をあげ、地域商工業者のレベルアップに大きく貢献してきました。

今年、同事業が発足して二十周年を迎えたことを記念して、全国の会議所及び経営指導員のなから優良会議所、優良指導員に対する、通産産業大臣、中小企業庁長官、日本商工会議所会頭の表彰が、去る三月十八日、日本商工会議所通常会員総会の席上で行われました。

本所は、全国四百七十八会議所の

うち、優良会議所として十五会議所のみに与えられた通産産業大臣表彰の榮に浴し、また佐藤一博経営指導部長が全国商工会議所に配置されている約三千三百人の経営指導員のうち、優良経営指導員として選定された三十九人の中に入り、榮えある通産産業大臣表彰を受彰し、本所としては二重の喜びにひたっております。

この榮譽は、会員各位の会議所活動に対する深いご理解とご協力の賜ものと、本紙上をかりて厚くお礼申し上げる次第です。

昭和五十六年度の本所事業計画には「小規模事業対策の充実強化」が重点項目として盛り込まれており、なお一層の相談・指導体制の強化を図り、経営改善普及事業の推進に努めてまいります。

不満を表明し「真剣に行革・財政再建に取り組み、小さな効率的な政府の実現を図るべきである。大型間接税の導入は論外」と言及し、行政機構の簡素化について「中央機構のみならず地方制度も検討すべきだ」と提案しました。

当日は、鈴木首相、田中通産相、中曾根行管庁長官、河本経企庁長官をはじめ政府・国会・政党などから多数の来賓が出席、それぞれ挨拶を述べました。

鈴木首相は「今日七十一兆円にも及ぶ公債残高ができ、財政は極度に硬直しており財政の再建と財政の対応力の回復とが当面の大きな課題である。」と述べたあと更に「行財政改革問題は、とかく総論賛成、各論反対に陥る心配がある。そのようなことがあってはならず、この問題を内閣の最重要課題として取りあげたので、政治生命をかけて達成したい。」との決意を表明しました。

来賓挨拶のあと、議事に入り、永野会頭ならびに現副会頭全員を満場一致再選、五十六年度事業計画、収支予算案を原案通り承認しました。

### 革 行 ◆◆◆◆◆ 小さな政府の実現を ◆◆◆◆◆

#### 日商会員総会で永野会頭強調

日本商工会議所は三月十八日、全国の会頭ら約五百人出席のもと、通常会員総会を開催しました。

冒頭、永野日商会頭は所信表明の中で、五十六年度予算が行政改革なき増税の路線に終わったことに強い



# 函館駅二共同組合近代化に始動

## 安全を祈願し新店舗着工

かねてから会議所ほか関係指導機関が協力し、函館駅前地域整備計画の一環として準備をすすめてきた朝市地区の函館駅二商業協同組合共同店舗新築工事が、七月十日の完成を目ざし工事に入りました。

これまでの店舗は、大正末期に倉庫として建てられたものを戦後、店



舗として改造し、使用してきましたが、木造で老朽化が激しく、火災、地震、積雪による倒壊などの危険性もあることから防災上早急に建物の改善をするよう勧告されていたことと、建物の構造上店舗として有効に利用されない部分も多かったことから工事にふみきったものです。

先に述べたように、組合では関係指導機関の協力のもと、昭和五十四年十二月末に道と国の制度融資をうけられるよう特定小売商業店舗共同化事業実施計画書を策定し道に提出、昭和五十五年六月から道商工指導センター函館支部の診断の結果、今年三月末に中小小売商業振興法の認定を受け制度融資導入となったものです。

計画によると新しい共同店舗は、鉄骨造り一部二階建てで、延面積一、三九五・二九平方呎、売場は一階に七十二コマ(一コマ六・六平方

呎)をとり、一部二階には事務所、会議室、応接室などのほか、倉庫エレベーター等が配置された近代的なものとなっており、事業費は一億六千百十五万円となっています。また組合員は、既存組合員二十九人と新規組合員十六人の四十五人で、出店業種は海産珍味、衣料品、日用雑貨、一般食料品、惣菜料理品、鮮魚、精肉、青果物、漬物、食堂の十業種となります。

朝市は、市民の台所として広く親しまれているだけでなく、近年は当市を訪れる観光客が必ず立寄るほどの函館観光の大きなポイントともなっており、駅二組合の今回の近代化は、内部的には組合員の協同組合意識の高揚と結束を強めることとなり、一方訪ずれる買物客に対しては、巡回性がよくなることから隣接建物との連携も強化され、品選びの利便性も一層たかまり、愛され親しまれるお店になることでしょう。

この近代化がきっかけとなり、朝市その他組合建物や設備近代化の起爆剤的役割を果たすとともに、駅前再開発にとっても力になるものと大いに期待されます。



創立30周年記念

**HBC** 函館放送局

局長 中田英三



加藤専務理事から表彰状を贈られ喜びの長川さん（中央）とお母さん

日商第100回  
珠算検定試験

見事一級に満点合格

喜びにホホ染める長川さん

日本商工会議所並びに函館商工会議所主催により昨年十月二十六日に行われた第一〇〇回珠算能力検定試験で一級の全種目（乗算・除算・見取算・伝票算）に満点合格された長川由美子さん（一八歳）の中央審査が終了し、日本商工会議所・文部省か

ら表彰状と記念楯が贈られることになり、去る三月二十日午前十時に伝達式が本所会頭室で行われました。

加藤進一専務理事から伝達を受けた長川さんは満面笑みをうかへながらも感激した様子で、手渡された表彰状等の重みを身をもって感じているようでした。

長川さんは「今回の受験に際して特別に練習をしたというわけではなく、あくまでも日常の練習の積み重ねですね。でも、高校卒業と同時にともうれいしい贈り物になりました」と極めて謙虚に話す中にも非常にさわやかさを感じさせてくれました。長川さんは、函館商業高校を三月に卒業、四月からは市内の保険会社に就職し、今後は社会人として活躍をされることになっています。

珠算能力検定試験は、昭和十九年に第一回が実施されて以来、今日まで古い伝統と長い歴史の中に多数の

優れた計数処理能力を持つ合格者の認定を行い、商工業の事務能率向上に大きく寄与してきました。その中で一級満点合格者は、本所管内過去十二人を数えるにすぎず、今回の長川さんは三年ぶり十三人目の快挙となります。

昨年度全国の珠算能力検定試験の受験者は史上最高を記録しましたが、今年度はその記録を引続き更新しそうな勢いで伸びています。昨今では急速に電卓が普及してきていますがその中の「そろばんブーム」となっているわけで、そろばんを学ぶ過程での数々の有効性について理解が深まり関心が高くなってきているものと思われます。このような状況のもとでの長川さんの満点合格は、今後の受験者にとって大きな目標であり励みとなることでしょう。

なお、本年度珠算関係事業は、  
検定試験 六月二十八日、十月二十五日、二月七日（57年）

。競技会 四月二十六日（国民珠算道南地区予選）七月十九日（函館地区大会）

以上になっていきますが、詳しくは本所振興課におたずね下さい。

十字街店  
☎ 22-0189  
和光店 2F  
(207) ☎ 23-1131  
ルインジャンタンショップ 2F  
(208) ☎ 23-1131  
和光チャイルド店 4F  
(406) ☎ 23-1131  
ホリタチャイルド店 4F  
(715) ☎ 53-5151

Boutique  
ベルブアム

札幌パルコ店 3F  
☎ 214-2214  
小樽大国屋店 1F  
☎ 32-0189  
旭川アムス店 2F  
☎ 22-6768  
ヨーク函館店 2F  
☎ 42-6611



## 新入社員を戦力にするまで

共同 石油

常任監査役 青木 武一

### △事前準備を▽

新入社員を効率よく戦力にするためには、なんといっても事前準備を十分にすることが大切である。その第一は、当面徹底させたい賡け事項と仕事の基本をハッキリとさせることである。その上で、簡単な手引きを作りあげる。その第二は、新入社員が入社する前に先輩達を徹底的に教育し、先に作った手引きのとおり事が運んでいるように職場の環境を整備することである。

世間では入社前教育として、入社内定者にパンフレットを送ったり、入社前に何回か呼んで面接をしたりする。私のいう入社前教育は対象者が違うのである。教育を受ける人は新人を受入れる職場の先輩である。普通にはこのことをなおざりにして、やたらと新人を締め上げる。今

の若者は利口だから一応いったことは聞くだろう。しかし、先輩がやっていないことをやれというのだから、いつかはやるのをやめてしまおう。これではいけない。細かくは朝の挨拶から電話のかけ方に至るまで、先輩が手引き通りにやっていて、始めて「やれ」と強制することが出来るのである。

### △生活の訓練▽

入社早々、手引きに従って、ビジネスマンとしての行動の仕方を中心かく教えるべきである。いまの若い人は自由勝手に育っているから、先輩から見るとなんともはやだらしがない。勢い「あ奴らはダメだ」ということになってしまふ。新人はいままで生活習慣があるから、少しもダメとは思っていない。そこで「この会社は不親切」などと考えて、は

やばやと退職をしてしまふ。

こんなことがないようにするために、職場の生活の訓練である。その際に、理由をつけて説明してやることが大切である。例えば電話の受話器は相手が置いてからこちらも置けと教えたとする。新人は「どっちが先でもいいじゃあないか」と不思議に思う。そうではない。相手が一応用件を話したあと、何かまた思い出さないと説明すれば、単なるエチケット以上の意味が出て、新人も成程、と合点してくれるのである。

### △当面の仕事の訓練を▽

ついで、当面担当させる仕事について訓練する。上述した二つは、出来れば人事担当が世話役になって進めることが好ましい。しかし、当面の仕事の訓練ともなると、中型企業では余り人手もなからうから、職場の先輩が一对一で面倒を見るほうがよいだろう。

やり方は事前準備と同じことだが、担当させる仕事について最低限度必要な知識と技能を拾い上げる。それを職場で本人に実習させながら

教えるのである。

この場合の注意事項は、第一にいつべんに余り多く教えこまないことである。馴れればなんでもないことが新入社員にはわからない。噛んで含めることである。第二には、要は根性、自分で這い上れなどといった、新人をぶん投げてしまわぬことである。もし新人が間違えれば、その修正に余計な手間がかかるだけ損である。第三に、善意でやるのだが、この本もあの本もと、余り書物を押つけてはいけない。それよりも当面学習すべきことに全エネルギーを傾注させたほうが結果はよい。

### △拡大訓練▽

入社後四カ月程たった時点で、いよいよ拡大のための訓練に入る。いままでは必要最低限の訓練であった。しかし本当は、勉強すべきことは山ほどある。

この時期になれば、自分で苦勞をせよということ、書物などをドカソと与えてもよいのである。但し学習する目的を明示してやることと、たまに進歩の度合いを評価して本人に教えてやる必要がある。



制度紹介

労働保険事務組合

本制度は、国の認可を受けた労働保険事務組合が、労災保険や雇用保険の被保険者に関する手続等を事業主に代って行うことにより、事業主の事務処理面の負担を軽減するとともに、併せて労働者と一緒に働いている中小企業主及び家族従事者にも労災保険の適用が受けられるようにした制度です。

以下の事業主の方です。

二、事務委託をした事業主の特典

- (1) 事務組合が一括して事務処理をするので、各事業主の事務処理が軽減されます。
- (2) 事業主および家族従事者も労災保険に特別加入することができ、ます。
- (3) 労働保険料の納付は、原則として年一回ですが、これを年三回に分割して納付することができます。

三、事業主に代って行う労働保険事務とは

- (1) 労働保険料の申告および納付に関する事務
- (2) 保険関係成立届、雇用保険の事業所設置届の提出等に関する事務。
- (3) 労災保険の特別加入に関する届出等の事務
- (4) 雇用保険の被保険者に関する届出等の事務
- (5) その他労働保険に関する諸報告等に関する事務等の処理。

一、事務委託のできる事業主  
 常時使用する労働者の総数が三百人（金融、保険、不動産、小売、サービス業は五十人、卸売業は百人）

現在、函館公共職業安定所管内に

ある約八千三百の適用事業所のうちの半数以上が、管内七十の労働保険事務組合に事務処理を委託しています。

本所会員の方の中にも、この制度の有効性に着目し事務委託をされる方が増えています。

○労働保険事務に関する手続でわからないことが多い。

○人手不足で事務処理が大変だ。  
 ○事業主および家族従事者にも労災保険を適用させたい。

このようにお考えの事業主の方は経営合理化のためにも本制度の活用をお勧めいたします。

なお事務委託手続、事務委託、手数料など詳細については、本所労働保険事務組合にお問合せ下さい。

雇用保険の事業主負担が変わります

昭和56年4月1日から事業主負担の雇用保険率が1000分の0.5引下げられました。

これに伴い事業主と被保険者が折半して負担する額は、次のとおりとなります。したがって雇用保険の昭和55年度の確定保険料については旧雇用保険率、昭和56年度の概算保険料については新雇用保険率によって算定し、労働保険料を申告納付していただくこととなります。

イ、一般の事業

|       |                         |
|-------|-------------------------|
| 14    | （事業主 1,000分の8.5の率に応ずる額） |
| 1,000 |                         |

ロ、農林水産の事業、清酒製造の事業

|       |                         |
|-------|-------------------------|
| 16    | （事業主 1,000分の9.5の率に応ずる額） |
| 1,000 |                         |

ハ、建設の事業

|       |                          |
|-------|--------------------------|
| 17    | （事業主 1,000分の10.5の率に応ずる額） |
| 1,000 |                          |

なお、被保険者の負担する率については変更ありません。

# みんなの相談室



**問** 課税されない現物給与等の範囲について説明して下さい。

**答** 現物給与とは、役員や使用人が、会社から物品をタダでもらったり、借りたり、旅行などにつれて行ってもらう場合や、タダでなくても、低い価格でこれらの経済的な利益を受けることをいいます。

こうした経済的な利益は、受けた役員や使用人の給与所得となり源泉徴収の対象としなければなりません。

ん。しかし、現物給与は金銭で支給されるものと異なり、受ける側の選択性に乏しいこと、換金に難点があることなどから、特定の現物給与については、源泉所得税の課税上、特別な取扱いが定められています。

△現物給与の課税されない範囲▽

① 食事の現物給与  
残業や宿日直などに際して会社が支給する食事は、課税されません。それ以外の場合は、会社の負担が月額二千五百円以下で、しかも本人が



食事代の半額以上を負担しているものは課税されません。会社の負担が二千五百円を超えるときは、会社が負担した全額が課税対象になります。

② 制服、身のまわり品などの支給職務の性質上着用しなければなら

ない制服その他の身のまわり品や、もっぱら勤務場所でのみ着用する事務服や作業服などの支給や貸与については、課税されません。

③ 生命保険料、損害保険料などの負担

会社負担が月三百円以下のもの、および次のものは課税されません。イ、掛捨ての生命保険料及び損害保険料(従業員等の常時居住している家屋や通常必要な動産を対象としているものに限りません。)で会社が剰余金や割戻金等の支払を受けることとなっており、しかも役員だけを対象とするものでないもの。

ロ、会社が契約した従業員等の居住用家屋や生活に必要な動産に対する長期の損害保険で、役員だけを対象とするものでないもの。

この他に、役員、使用人に対する商品、製品の値引販売、金銭を無利息又は低い利率によって貸付けた場合、レクリエーション費用を負担した場合、社宅や寮などを貸与した場合、人間ドックの検診料などを負担した場合等々課税されない現物給与がありますが、詳細については税務署にお問合せ下さい。

〈日本レディスモードチェーン〉

レディスファッション **あらかみ**

トータルファッション **Rainbow**

GALLアン&LUS ロッカーズ&Gクラブフワード ジャングルシム&ロフト  
グリーンプラザ 26-2772

ファッション キャラリネ **ジュネ** ・レサイスファッション **エルム**

グリーンプラザ 26-2771      グリーンプラザ 橋台 23-0978

シテイカジュアル **ロブ** ・スポーツファッション **マリエ**

五輪駅 徒歩 5分 ☎ 26-1100      五輪駅 徒歩 5分 ☎ 23-0979

エンジョイ! ファッション・ライフ

●あらかみは、あなたのファッションライフのお手伝いをいたします。

## ご存じですか

### 問

従業員を採用したときは、誓約書なるものを入れさせる会社が多いようですが、誓約書、身元保証書の効力についてお聞かせ下さい。

### 答

通常誓約書の内容は「会社の諸規則を遵守し、誠実に勤務し会社に損害をかけたときは賠償する。連帯保証人もその責を負う」というたぐいのことが書かれています。

これは入社に際して勤務に対する誠実な履行義務を本人に確認させ、襟を正し、思いを新たにしてもらおうという精神的なメリットに実質的なウエイトがかけられており、損害賠償義務はいわば副次的、警告的な添えものようにみられています。

それが証拠には、「身元保証に関する法律」で、連帯保証人の保証義務は三年（期間を定める場合でも五年）で打切られ、新しく結び直すか、それとも契約を更新しないかぎり無効になりますが、その更新手続をとる会社は非常に少ないようです。

とはいっても、当事者の意図がどうであろうと、法的に損害賠償義務を負うのはまぎれもない事実です。

労基法には「使用者は、労働契約の不履行について違約金を定め、また損害賠償額を予定する契約をしてはならない」と書いてあります（労基法第十六条）。

これだと一見、賠償しなくてもよさそうに見えます。しかしこの条文は「違約金」といい「損害賠償額」といい（傍点に注意）、あらかじめ具体的にいくらと金額をきめたら、労働者が不当に損する場合もあるので、こういう契約はいけないとされています。しかし現実には生じた損害額を賠償させることまで禁止しているのではない、と労働省の行政解釈はいつております。

もちろん、損害がどんな事態で、どんな理由で起ころうと、すべて賠償させるとするのはよくありません。「故意又は重大な過失」によって起こった場合に限るべきでしょう。

さて、損害賠償を労働者本人が負えば問題ありませんが、金額が大きければ負いきれない場合もあります。又経理上の不平等で懲戒規定にふれ、解雇されるケースもできません。

このような場合には連帯保証人が

その責を負わなければなりません。前記のとおり期間を定める場合でも五年をこえることはできません。

もし有効期間をきめなければ、三年で自動的に失効します。万が一の場合には保証した者の不正行為などで賠償責任のリスクを負うのですから、無期限では気の毒だという考え方からです。しかも、この間会社はなにもしないで放っておいてよいものではありません。保証時の職務から、とくに金銭などを扱う職務に変更したときは、その旨通知すべきです。又、もしも従業員がなにかよくないことをやり、どうかすると保証人にも禍をおよぼすおそれがあるうだと知ったときは、会社はその保証人に通知の義務があります。会社が通知をしなかったとしても、あとで再び（あるいは現実には）、損害を起こした場合、保証人の賠償義務がなくなる訳ではありません。

しかし裁判所が賠償額の算定をするに当たっては、そのへんのことを考慮されます。おそらく相当軽減されるでしょう。

（佐々木 力著 労働法の実務より）

腐れ・シロアリ・湿気・錆び SHUT OUT

水溶性加圧式注入防衛木材

加圧式防虫処理木材

# KBウッド KBラワン

電柱・枕木・杭丸太・防衛加工・製材建材・輸入原木・住宅機器

## 下 齊藤木材株式会社

本社 社/上磯郡上磯町七重浜3丁目2番37号 TEL(函館) 49-2111  
札幌営業所/札幌市中央区北3条東5丁目 TEL(札幌) 231-1245

一方、管内新車登録台数(乗用車)は、小型車の不振に加え、このところやや持ち直し傾向を示していた大衆車も再び前年実績を割ったことから、前年比12.4%減と12か月連続前年実績を下回った。また家電製品の荷動きも、普及率の低いVTRが好調持続のほかは、冷蔵庫・洗濯機等白ものの不振に加え、カラーテレビ、オーディオ製品なども動意に乏しく、総じて低調。

### 3. 金融事情 (2月中)

- 管内金融機関の実質預金は、個人要求払預金が前年を上回る落込みとなったものの、個人定期性預金が前年とは様変りに増加に転じたほか、法人預金の剝落も小幅であったため、月中53億円の減少にとどまった(前年同89億円)。  
一方、貸出についてみると、地方公共

団体向けが前年を上回ったものの、企業需資が依然落着いているうえ、企業側の借入金圧縮姿勢を映じて回収も水産・珍味加工等の季節資金を中心に順調に進捗したため、月中27億円の増加にとどまった(前年同39億円)。

この間、管内銀行の貸出約定平均金利は、月中-0.073%と引続き低下(55年8月以降の低下幅累計-0.359%)。

- 銀行券は、厚生年金保険の支給増もあって月中還収超額は12億円にとどまった(前年同17億円)。
- 財政収支は、地方公共団体向けの貸付減少と回収進捗から運用部の払超額が前年をかなり下回ったものの、反面郵便局、国鉄等の支払が嵩んだこともあって、結局月中の払超額は20億円と前年(同20億円)並み。 以上

## 統計資料

### 第一種大型店舗売上高(10・11・12月)

本誌では、これまで市内5大型店(棒二・丸井・さいか・ホリタ・和光)の売上高を前年売上と対比しながら発表していましたが、相次ぐ大型店の出店もあり、より正確さを期するためこれまでの5大型店にテオー小笠

原・長崎屋・イトーヨーカ堂を加えた8大型店の売上として発表します。

なお、従来は対前年比を合わせ発表していましたが、フォームの変更からこれは不可能となりますのであらかじめご了承願います。

単位=千円

|            | 10 月             | 11 月             | 12 月             |
|------------|------------------|------------------|------------------|
| 衣 料 品      | 2 493,227        | 2,906,445        | 3,889,024        |
| 身 廻 品      | 449,981          | 509,098          | 835,055          |
| 雑 貨        | 482 440          | 522,930          | 1,016,046        |
| 家 庭 用 品    | 633,530          | 586,103          | 963,331          |
| 食 料 品      | 1,143,191        | 1,169,181        | 2,532,821        |
| 食 堂・喫 茶    | 145,616          | 151,744          | 196,595          |
| サ - ビ ス    | 39,590           | 40,512           | 58,735           |
| そ の 他      | 233,007          | 201,515          | 244,896          |
| <b>総 額</b> | <b>5,620,582</b> | <b>6,087,528</b> | <b>9,736,503</b> |

(注) テオー小笠原については「食料品」を扱っていない。

2月

昭和56年3月26日発表

## 金融経済概況

日本銀行函館支店

## 1. 概要

○2月を中心に最近の管内経済動向をみると、造船では中型貨物船の建造ピッチが順調に上がってきており、ほぼフル操業の状態にあるほか、製缶・缶詰機械、セメント、化学肥料も高操業を持続、さらに漁網もサケ・マス流し網の生産最盛期とあって生産水準を若干引上げている。反面、化学飼料では内需減退から輸出に注力する等在庫調整を図っているほか、合板機械も受注先細り懸念から生産抑制姿勢を堅持。また、建設関連資材をはじめ、珍味加工、段ボールなどの荷動きも総じて前年を下回り低調裡に推移。この間、個人消費面では、食料品、雑貨等の日用品が堅調に推移したものの、天候不順もあって主力の衣料品が伸び悩んだほか、乗用車、家電製品等耐久消費財の荷動きも前年を下回るなど、当地景況は、冬場不需要期も重なって全般に停滞気味に推移。

○金融面をみると、2月中の市中金融機関の実質預金は、法人預金の剝落が小幅にとどまったことから、前年に比べ減少幅がやや縮少。

一方、貸出は企業需資が引続き落ちてきているうえ、季節資金の回収も順調な進捗をみたため、月中増加額は前年を下回った。

なお、管内銀行の貸出金利は引続き低下した。

## 2. 産業界

○実体経済面の動向を主要産業別にみると、造船は、中型輸出船の引合いが比較的堅調の一方、建造ピッチもかなり上がってきており、現状ほぼフル操業の状態にあるほか、製缶・缶詰機械も納期に追われフル操業を持続。また、セメントは国内向けに加え、海外への出荷も順調なことから前年をかなり上回る生産水準となっており、化学肥料も冷害による農家筋の節約ムードを懸念してはいるものの、当面は春耕用備蓄のため増産体制を維持している。さらに漁網でも漁撈筋の資材手当慎重化からイカ刺網等は不冴えながら、サケ・マス流し網が生産最盛期を迎え、生産水準は若干上昇。

これに対し、化学飼料では、需要減退による在庫積上がりから減産をさらに強化しているほか、合板機械も海外需要の先細り傾向を眺め生産抑制方針を堅持しており、石油精製でも、石炭への転換による重油の需要減から生産量を最小限に絞っている。また、珍味加工、段ボールの出荷は例年以上の落込みとなっているほか、合板、製材等建設関連資材の荷動きも依然低調。

○一次産業面をみると、今シーズンのスケソ漁は昨年末の不漁に対し、更年後は漁模様が好転したことから、まずまずの水揚げで終漁。また、このほど解禁となった日本海のマス漁は燃油高による採算割れ懸念もあって、出漁は全体に遅れ気味。

○個人消費面をみると、市内大型店の売上げは、食料品・雑貨等の日用品は概ね堅調に推移したものの、ウエイトの高い衣料品が天候不順を映じて冬物一掃・春物売出しともに不振であったことから、総じて不冴え。なお、市内百貨店（寄合いを含む5か店）の売上げは店舗改装による営業日数減等の影響もあって、前年比16.3%減と前月（同11.8%減）をさらに上回る落込みとなった。